



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 訓令

- \*13 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令 (総務課)..... 1
- \*14 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政管理課)..... 2
- \*15 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 ( " )..... 10
- \*16 職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令 (考査課)..... 13

## 訓 令

### 和歌山県訓令第13号

庁中一般  
各地方機関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程 (平成13年和歌山県訓令第12号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(完結文書の保存期間の延長)</p> <p>第67条 主務課長は、次に掲げる完結文書については、当該完結文書の保存期間が経過する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、1の区分に該当する完結文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存期間を延長するものとする。</p> <p>○ (1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求があったもの</u>、<u>情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等のあった日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>(5) <u>個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第76条第2項に規定する開示請求、同法第90条第2項に規定する訂正請求又は同法第98条第2項に規定する利用停止請求があったもの</u>、<u>同法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、同法第94条第1項に規定する訂正決定等又は同法第102条第1項に規定する利用停止決定等のあった日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(廃棄の起案等)</p> <p>第69条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(完結文書の保存期間の延長)</p> <p>第67条 主務課長は、次に掲げる完結文書については、当該完結文書の保存期間が経過する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、1の区分に該当する完結文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存期間を延長するものとする。</p> <p>○ (1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>情報公開条例に基づく開示請求があったもの</u>、<u>情報公開条例第11条第1項本文及び第2項の規定による決定のあった日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(廃棄の起案等)</p> <p>第69条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 総務課長は、前項の規定による通知が第61条</p>

5 略

(準用)

第120条 第69条及び第70条の規定は、振興局における完結文書の廃棄について準用する。この場合において、第69条第3項中「決定をする」とあるのは「上司の決裁を受ける」と、「公文書管理責任者」とあるのは「主務課長」と、同条第4項中「総務課長」とあるのは「公文書管理責任者等」と、同条第5項中「決定をした」とあるのは「上司の決裁を受けた」と、第70条第3項及び第4項中「総務課長」とあるのは「公文書管理責任者等」と、「総務事務集中課長」とあるのは「庶務課長」と読み替えるものとする。

(準用)

第133条 第69条及び第70条の規定は、地方機関における完結文書の廃棄について準用する。この場合において、第69条第3項中「決定をする」とあるのは「上司の決裁を受ける」と、「公文書管理責任者」とあるのは「主務課長」と、同条第4項中「総務課長」とあるのは「公文書管理責任者等」と、同条第5項中「決定をした」とあるのは「上司の決裁を受けた」と、第70条第3項及び第4項中「総務課長」とあるのは「公文書管理責任者等」と、「総務事務集中課長」とあるのは「庶務課長」と読み替えるものとする。

別表第1 (第15条、第57条関係)

1 本庁

課名	記号
略	
職員課	職
略	
情報基盤課	略
略	

2・3 略

第2項の規定により文書館に引き継がれた保存文書に係るものであるときは、当該通知の内容を文書館長に通知するものとする。

6 略

(準用)

第120条 第69条及び第70条の規定は、振興局における完結文書の廃棄について準用する。この場合において、第69条第3項中「決定をする」とあるのは「上司の決裁を受ける」と、「公文書管理責任者」とあるのは「主務課長」と、同条第4項及び第5項中「総務課長」とあるのは「公文書管理責任者等」と、同条第6項中「決定をした」とあるのは「上司の決裁を受けた」と、第70条第3項及び第4項中「総務課長」とあるのは「公文書管理責任者等」と、「総務事務集中課長」とあるのは「庶務課長」と読み替えるものとする。

(準用)

第133条 第69条及び第70条の規定は、地方機関における完結文書の廃棄について準用する。この場合において、第69条第3項中「決定をする」とあるのは「上司の決裁を受ける」と、「公文書管理責任者」とあるのは「主務課長」と、同条第4項及び第5項中「総務課長」とあるのは「公文書管理責任者等」と、同条第6項中「決定をした」とあるのは「上司の決裁を受けた」と、第70条第3項及び第4項中「総務課長」とあるのは「公文書管理責任者等」と、「総務事務集中課長」とあるのは「庶務課長」と読み替えるものとする。

別表第1 (第15条、第57条関係)

1 本庁

課名	記号
略	
人事課職員厚生室	人職
略	
情報基盤課	略
行政管理課	行管
略	

2・3 略

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第14号

庁 中 一 般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程 (昭和62年和歌山県訓令第8号) の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「班長」の次に「(班長を置いていない場合は、課長補佐。第4号及び次条第5項において

同じ。)」を加える。

第13条第1項中「、考査担当参事及び国際担当参事」を削る。

別表第2総務部の表行政管理課の項を削り、同表人事課の項局長専決事項の欄9から同欄12までを削り、同欄13を同欄9とし、同欄14を同欄10とし、同欄15を同欄11とし、同項課長専決事項の欄6を削り、同欄7を同欄6とし、同表職員厚生室の項中「職員厚生室」を「職員課」に改め、同項局長専決事項の欄に次のように加える。

6 退職手当の裁定に関すること。

7 昇給内申書に関すること。

8 昇格切換調書に関すること。

9 旅費の調整に係る知事との協議に関すること。

10 職員団体からの適法な交渉の申入れの受理及び職員団体の適法な交渉に参加する職員の職務専念義務の免除に関すること(簡易な事項に係る交渉に限る。)

別表第2総務部の表職員課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

3 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年和歌山県条例第49号)に関する次のこと。

(1) 公務上又は通勤による災害の認定(第3条第2項)

(2) 補償の決定(第7条、第8条、第8条の2、第9条、第10条の2、第11条、第15条)

別表第2総務部の表備考を削る。

別表第2企画部の表文化学術課の項局長専決事項の欄2(1)中「第8条」を「第7条」に、同欄2(2)中「第32条」を「第25条」に、同欄2(3)中「第45条」を「第108条」に、同欄2(4)中「第50条」を「第109条」に、同欄2(5)中「第52条」を「第126条」に、同欄2(6)中「第59条」を「第132条」に、同欄2(7)中「第61条」を「第134条」に改める。

別表第2地域振興部の表観光振興課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

2 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)に関する次のこと。

(1) 地域通訳案内士の登録(第57条において準用する第18条)

(2) 地域通訳案内士の登録の拒否(第57条において準用する第21条第1項)

(3) 地域通訳案内士の登録の拒否に係る意見聴取(第57条において準用する第21条第2項)

(4) 地域通訳案内士の登録証の交付(第57条において準用する第22条)

(5) 地域通訳案内士の登録の取消し等(第57条において準用する第25条)

(6) 地域通訳案内士に対する報告徴収(第59条において準用する第34条)

別表第2地域振興部の表観光交流課の項局長専決事項の欄1を削る。

別表第2環境生活部の表自然環境課の項局長専決事項の欄2(1)中「第10条第2項」を「第10条第2項第2号」に改め、同欄2(3)を削り、同欄2(4)を同欄2(3)とし、同欄2に次のように加える。

(4) 事業の休止又は廃止の承認(第15条)

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

4 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(平成20年和歌山県条例第49号)に関する次のこと。

(1) 土壌基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等の命令(第17条第2項及び同条第3項)

(2) 特定事業の許可及び変更の許可(第19条第1項及び第24条第1項)

(3) 許可の取消し(第34条第1項)

(4) 措置命令(第35条)

5 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に関する次のこと。

(1) 関連事業者への勧告(第20条第1項)

(2) フロン類回収業者に対する勧告(第20条第2項)

(3) 関連事業者への措置命令(第20条第3項)

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

5 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に関する次のこと。

(1) 搬入一時停止命令(第12条)

(2) 特定事業の停止命令(第34条第1項)

6 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する次のこと。

(1) 解体業の許可(第60条第1項)

(2) 破砕業の許可(第67条第1項)

7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に関する次のこと。

(1) 再資源化等の実施に関する助言又は勧告(第19条)

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項課長専決事項の欄1(30)を同欄1(32)とし、同欄1(14)から同欄1(29)までを同欄1(16)から同欄1(31)までとし、同欄1に同欄1(15)として次のように加える。

(15) 管理票に関する報告書の受理(第12条の3第7項)

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項課長専決事項の欄1(13)を同欄1(14)とし、同欄1(12)を同欄1(13)とし、同欄1(11)を同欄1(12)とし、同欄1(10)の次に次のように加える。

(11) (特別管理)産業廃棄物の保管の届出の受理(第12条第3項、第4項、第12条の2第3項、第4項)

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

5 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に関する次のこと。

(1) 産業廃棄物の保管の届出の受理(第7条)

(2) 産業廃棄物の保管の変更の届出の受理(第9条第1項、第2項)

(3) 産業廃棄物の保管の廃止の届出の受理(第10条)

(4) 産業廃棄物の保管を行う者に対する勧告内容の公表(第13条第2項)

(5) 土地所有者等に対する勧告内容の公表(第14条第2項)

(6) 特定事業の軽微な変更の届出の受理(第25条)

(7) 特定事業に係る土砂等の埋立て等の着手の報告の受理(第28条)

(8) 水質検査等の結果の報告の受理(第30条第2項の規定による検査に係るものに限る。)(第30条第3項)

(9) 土壌基準に適合しない土砂等又は水質基準に適合しない浸透水が確認されたときの報告の受理(第30条第4項)

(10) 検査の実施の要求(第30条第5項)

(11) 特定事業の完了等の届出の受理(第32条第1項、第2項、第8項)

(12) 特定事業の完了に係る確認結果の通知(第32条第5項)

(13) 特定事業の廃止及び休止に係る確認結果の通知(第32条第6項)

(14) 特定事業の承継の届出の受理(第33条第2項)

(15) 報告の徴収(第38条)

6 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則(平成20年和歌山県規則第73号)に関する次のこと。

(1) 土壌基準不適合となるおそれがないことの承認(第16条第4項第1号)

(2) 周辺への汚染のおそれがないことの承認(第16条第4項第4号)

7 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する次のこと。

(1) 引取業者の登録の実施(第44条第1項)

(2) 引取業者の登録の通知(第44条第2項)

- (3) 引取業者の登録の拒否(第45条第1項)
- (4) 引取業者の登録の拒否の通知(第45条第2項)
- (5) 引取業者の変更登録の実施(第46条第2項)
- (6) 引取業者の変更登録の通知(第46条第3項)
- (7) 引取業者の登録の抹消(第49条)
- (8) 引取業者の登録の取消の通知(第51条第2項)
- (9) フロン類回収業者の登録の実施(第55条第1項)
- (10) フロン類回収業者の登録の通知(第55条第2項)
- (11) フロン類回収業者の登録の拒否(第56条第1項)
- (12) フロン類回収業者の登録の拒否の通知(第56条第2項)
- (13) フロン類回収業者の変更登録の実施(第57条第2項)
- (14) フロン類回収業者の変更登録の通知(第57条第3項)
- (15) フロン類回収業者の登録の取消の通知(第58条第2項)
- (16) フロン類回収業者の登録の抹消(第59条)
- (17) 必要な措置を講ずべき旨の勧告(第90条第1項)
- (18) 勧告に係る措置をとるべきことの命令(第90条第3項)
- (19) 許可等に関する意見聴取(第125条)
- (20) 事務の照会、協力依頼(第127条)

8 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する次のこと。

- (1) 発注者の申告及び必要な措置に関する受付(第18条第2項)

9 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例(令和2年和歌山県条例第13号)に関する次のこと。

- (1) 違反者に対するごみの回収の命令(第9条)
- (2) 命令に従わない者に対する過料処分(第10条)

別表第2環境生活部の表廃棄物指導室の項を削り、同表生活衛生課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

15 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)に関する次のこと。

- (1) 輸出証明書(日本国から輸出される農林水産物又は食品が、その生産、製造、加工又は流通における衛生管理又は衛生状態に関する輸出先国の政府機関が定める条件に適合していることを示すもの(以下「衛生証明書」という。))に限る。)の発行(第15条第2項)
- (2) 適合施設の認定(第17条第2項、第4項、第5項、第6項(第53条第6項において準用する場合を含む。))
- (3) 輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等(第53条第2項、第5項)

別表第2環境生活部の表県民生活課の項部長専決事項の欄1(1)中「消費生活協同組合員以外の利用の許可を受けていない組合」を「物品の供給事業を行う消費生活協同組合」に改め、同項局長専決事項の欄1(2)中「共済事業規約」の次に「及び貸付事業規約」を加え、「の認可並びに定款の変更」を「並びに定款の変更の認可」に改め、同項課長専決事項の欄1(1)中「財産の状況報告」を「会計の状況報告等」に、同欄1(2)中「調査」を「検査」に改め、同表備考を削る。

別表第2共生社会推進部の表人権政策課の項局長専決事項の欄2及び同項課長専決事項の欄2を削り、同表こども支援課の項部長専決事項の欄3中「平成21年法律第17号」を「平成21年法律第71号」に改め、同項課長専決事項の欄1(2)中「第21条の7第4項」を「第21条の7第5項」に、同欄2(1)中「第11条」を「第16条」に改める。

別表第2福祉保健部の表社会福祉課の項部長専決事項の欄1を削り、同欄2を同欄1とし、同欄3を同欄2とし、同項局長専決事項の欄2を削り、同欄3中「民生委員法」の次に「(昭和23年法律第198号)」を加え、同欄3(3)を同欄3(6)とし、同欄3(2)を同欄3(5)とし、同欄3(1)を同欄3(4)とし、同欄3に同

欄3 (1) から同欄3 (3) までとして次のように加え、同欄3を同欄2とする。

- (1) 民生委員の厚生労働大臣への推薦及び地方社会福祉審議会への諮問 (第5条)
- (2) 民生委員推薦会に対する再推薦命令並びに民生委員適任者の選定及び厚生労働大臣への推薦 (第7条)
- (3) 民生委員の厚生労働大臣への解嘱具申及び地方社会福祉審議会への諮問 (第11条)

別表第2福祉保健部の表社会福祉課の項局長専決事項の欄4を同欄3とし、同欄5及び同欄6を削り、同欄7を同欄4とし、同欄8を同欄5とし、同欄9を同欄6とし、同欄10を削り、同欄11を同欄7とし、同欄12を同欄8とし、同欄13を同欄9とし、同欄14を削り、同項課長専決事項の欄2中「社会福祉法施行令」の次に「(昭和33年政令第185号)」を加え、同欄2 (1) から (3) までの規定中「講習会」を「養成機関又は講習会」に、同欄2 (3) 中「第7条第2項」を「第7条第1項、第2項」に、同欄2 (4) 中「講習会」を「養成機関又は講習会」に、「又は長」を「若しくは長又は実施者」に改め、同欄2 (4) の次に次のように加える。

- (5) 社会福祉主事に係る指定を受けた講習会の指定の取消し (第9条)

別表第2福祉保健部の表社会福祉課の項課長専決事項の欄3中「生活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を加え、同欄3 (2) を同欄3 (8) とし、同欄 (8) の次に次のように加える。

- (9) 診療報酬等の審査及び額の決定 (第53条第1項)
- (10) 介護報酬等の審査及び額の決定 (第54条の2第5項)
- (11) 県費負担金の確定 (第73条)

別表第2福祉保健部の表社会福祉課の項課長専決事項の欄3 (1) を同欄3 (6) とし、同欄3 (6) の次に次のように加える。

- (7) 指定医療機関及び指定介護機関の指導 (第50条第2項、第54条の2第5項)

別表第2福祉保健部の表社会福祉課の項課長専決事項の欄3に同欄3 (1) から同欄3 (5) までとして次のように加える。

- (1) 市が行う生活保護事務の監査の実施 (第23条第1項)
- (2) 保護施設の運営指導 (第43条第1項)
- (3) 保護施設の改善命令等 (第45条)
- (4) 保護施設管理規程の変更命令 (第46条第3項)
- (5) 保護施設の長が行う指導の制限又は禁止 (第48条第3項)

別表第2福祉保健部の表社会福祉課の項課長専決事項の欄18を同欄19とし、同欄に次のように加える。

20 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年政令第402号)に関する次のこと。

- (1) 社会福祉士養成施設の変更承認 (第4条第1項)
- (2) 社会福祉士養成施設の変更届出の受理 (第4条第2項)
- (3) 社会福祉士養成施設の報告の受理 (第5条)
- (4) 社会福祉士養成施設の報告の徴収及び指示 (第6条)

別表第2福祉保健部の表社会福祉課の項課長専決事項の欄17を同欄18とし、同欄7から同欄16までを同欄8から同欄17までとし、同欄6中「戦傷病者特別援護法」の次に「(昭和38年法律第168号)」を加え、同欄6 (2) を同欄6 (3) とし、同欄6 (1) を同欄6 (2) とし、同欄6に同欄6 (1) として次のように加える。

- (1) 戦傷病者手帳の交付 (第4条第1項、第2項)

別表第2福祉保健部の表社会福祉課の項課長専決事項の欄6に次のように加え、同欄6を同欄7とする。

- (4) 療養の給付の決定 (第10条)
- (5) 診療報酬の額の決定 (第15条第1項)
- (6) 療養費、療養手当及び葬祭費の支給 (第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項)
- (7) 更生医療の給付及び厚生医療に要する費用の支給 (第20条第1項、第4項)
- (8) 補装具の支給及び修理 (第21条第1項、第4項)

## (9) 国立保養所への収容(第22条)

別表第2福祉保健部の表社会福祉課の項課長専決事項の欄5を同欄6とし、同欄4を同欄5とし、同欄3の次に次のように加える。

## 4 生活保護の特別基準の設定に関すること。

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項局長専決事項の欄1(1)を削り、同欄1(2)を同欄1(1)とし、同欄6(2)及び同欄6(3)を削り、同欄6(4)を同欄6(2)とし、同欄6(5)を同欄6(3)とし、同項課長専決事項の欄10を同欄11とし、同欄9を同欄10とし、同欄8(2)中「介護福祉士実務者養成施設」を「介護福祉士養成施設及び介護福祉士実務者養成施設」に、同欄8(3)中「介護福祉士実務者養成施設」を「介護福祉士養成施設及び介護福祉士実務者養成施設」に改め、同欄8を同欄9とし、同欄1から同欄7までを同欄2から同欄8までとし、同欄に同欄1として次のように加える。

## 1 社会福祉法に関する次のこと(老人福祉に関するものに限る。)

## (1) 和歌山県福祉人材センターの変更の届出の受理及び公示(第93条第4項、第5項)

別表第2福祉保健部の表医務課の項局長専決事項の欄20を削り、同欄21を同欄20とし、同欄22から同欄29までを同欄21から同欄28までとし、同表健康推進課の項局長専決事項の欄2(1)から同欄2(4)までを削り、同欄2(5)を同欄2(1)とし、同欄3(5)から同欄3(7)までを削り、同欄3(8)を同欄3(5)とし、同欄3(9)から同欄3(11)までを削り、同欄3(12)を同欄3(6)とし、同欄7(1)中「指定等」を「指定の取消し等」に改め、同欄に次のように加える。

## 14 和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例(令和2年和歌山県条例第64号)に関する次のこと。

## (1) 新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対する勧告(第8条第3項、第4項)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項課長専決事項の欄10を同欄12とし、同欄2から同欄9までを同欄4から同欄11までとし、同欄1の次に次のように加える。

## 2 健康増進法に関する次のこと。

## (1) 国民健康・栄養調査の執行に関する事務(第10条第3項)

## (2) 国民健康・栄養調査世帯の指定(第11条)

## (3) 国民健康・栄養調査員の設置(第12条)

## (4) 栄養指導員の任命(第19条)

## 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する次のこと。

## (1) 情報の公表(第16条)

## (2) 入院患者の医療費の負担(第37条)

## (3) 結核患者の医療費の負担(第37条の2)

## (4) 他の法律による医療に関する給付との調整(第39条)

## (5) 診療報酬の審査及び支払(第40条)

## (6) 緊急時等の医療に係る診療報酬の審査及び支払(第42条)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

## 13 和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例に関する次のこと。

## (1) 新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の禁止行為に関すること。(第3条)

## (2) 新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対する説示等(第8条第1項、第2項)

## (3) 新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対する説示等の市町村への要請(第8条第5項、第6項)

## 14 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第71号)に関する次のこと。

## (1) 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターの臨時の開館又は休館の承認(第11条第2項)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項部長専決事項の欄3(1)中「第12条の3第1項」を「第12条の6第1項」に改め、同項課長専決事項の欄7(1)中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改める。

別表第2農林水産部の表食品流通課の項課長専決事項の欄2中「(令和元年法律第57号)」を削り、同欄2(1)中「輸出証明書」の次に「(衛生証明書を除く。)」を加え、「(輸出証明書の発行のうち衛生証明書の発行を除く。)」を削り、同欄(2)を削り、同欄2(3)中「第38条第6項」を「第53条第6項」に改め、同欄2(3)を同欄2(2)とし、同欄2(4)中「第38条第2項」を「第53条第2項」に改め、同欄2(4)を同欄2(3)とし、同表農業農村整備課の項課長専決事項の欄1(1)中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改め、同表林業振興課の項局長専決事項の欄2(1)中「許可」を「認可(地方機関事務決裁規程(昭和63年和歌山県訓令第7号)において、振興局農林水産振興部長が専決するべきものとして定められている事項を除く。)」に改め、同表森林整備課の項課長専決事項の欄14中「関すること」の次に「(地方機関事務決裁規程において、振興局農林水産振興部長が専決するべきものとして定められている事項を除く。)」を加え、同表水産振興課の項局長専決事項の欄1(1)中「第11条の4第1項」を「第11条の5第1項」に改め、同欄1(7)の次に次のように加える。

(8) 水産業協同組合の総会の決議又は選挙若しくは当選の取消し(第125条)

別表第2農林水産部の表水産振興課の項課長専決事項の欄2中「(令和元年法律第57号)」を削り、同欄(2)中「第38条第6項」を「第53条第6項」に、同欄2(3)中「第38条第2項」を「第53条第2項」に改め、同表資源管理課の項局長専決事項の欄9(3)中「第24条」を「第29条」に改め、同欄9(3)を同欄9(6)とし、同欄9(2)中「第22条」を「第26条」に改め、同欄9(2)を同欄9(4)とし、同欄9(4)の次に次のように加える。

(5) 協議会に関する事(第28条)

別表第2農林水産部の表資源管理課の項局長専決事項の欄9(1)中「第20条、第23条」を「第24条、第27条」に改め、同欄9(1)を同欄9(3)とし、同欄9に同欄9(1)及び同欄9(2)として次のように加える。

(1) 遊漁船業者の業務改善命令、登録の取消し等(第20条、第21条)

(2) 利用者の安全及び利益に関する情報の公表(第22条)

別表第2農林水産部の表資源管理課の項課長専決事項の欄2(3)中「第38条第6項」を「第53条第6項」に、同欄2(4)中「第38条第2項」を「第53条第2項」に改める。

別表第2県土整備部の表技術調査課の項局長専決事項の欄1(10)中「(昭和63年和歌山県訓令第7号)」を削り、同表道路保全課の項局長専決事項の欄4中「示談等」を「示談交渉」に改め、同表河川課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

2 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)に関する次のこと。

(1) 流域水害対策計画の策定(第4条第1項)

(2) 貯留機能保全区域の指定(第53条第1項)

(3) 浸水被害防止区域の指定(第56条第1項)

(4) 浸水被害防止区域の指定の解除(第56条第10項)

別表第2県土整備部の表河川課の項局長専決事項の欄1(6)中「(取水量の増量を伴わないものに限る。)」を削り、同欄4中「公有水面埋立法」の次に「(大正10年法律第57号)」を加え、同欄に次のように加える。

8 特定都市河川浸水被害対策法に関する次のこと。

(1) 雨水貯留浸透施設整備計画の認定(第12条第1項)

(2) 改善命令(第27条)

(3) 雨水貯留浸透施設整備計画の認定の取消し(第28条第1項)

(4) 雨水浸透阻害行為の許可(第30条)

(5) 雨水浸透阻害行為の変更の許可(第37条第1項)

- (6) 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可(第39条第1項)
- (7) 雨水浸透阻害行為をした者等に対する監督処分(第41条第1項、第2項)
- (8) 雨水浸透阻害行為の許可を受けた者等に対する報告の徴収等(第43条第1項、第2項)
- (9) 保全調整池の指定(第44条第1項)
- (10) 助言又は勧告(第46条第4項、第55条第3項)
- (11) 特定開発行為の許可(第57条第1項)
- (12) 特定建築行為の許可(第66条)
- (13) 特定開発行為をした者等に対する監督処分(第73条第1項、第2項)
- (14) 特定開発行為の許可を受けた者等に対する報告の徴収等(第75条第1項、第2項)
- (15) 移転等の勧告(第76条第1項)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

2 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に関する次のこと。

- (1) 基礎調査の結果に係る関係市町村長への通知及び公表(第4条第2項)
- (2) 宅地造成等工事規制区域の指定等(第10条)
- (3) 特定盛土等規制区域の指定等(第26条)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄12(1)中「第11条第1項第10号、第11号」を「第11条第1項第11号、第12号」に改め、同欄に次のように加える。

14 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと。

- (1) 基礎調査のための土地への立入り(第5条第1項)
- (2) 基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等(第6条第1項、第3項)
- (3) 土地の立入り等に伴う損失の補償(第8条)

別表第2県土整備部の表盛土対策室の項を削り、同表建築住宅課の項課長専決事項の欄30中「(1)から(5)までについては、海草振興局、伊都振興局、那賀振興局、有田振興局及び日高振興局管内の建築物に限る。」を「(1)から(3)まで以外については、海南市及び海草郡の区域内の建築物に係るものに限る。」に改め、同欄30(1)中「交付」の次に「(ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。)」を加え、「第12条第3項、第13条第4項」を「第11条第3項、第12条第4項」に改め、同欄30(2)中「交付」の次に「(ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。)」を加え、「第12条第4項、第13条第5項」を「第11条第4項、第12条第5項」に改め、同欄30(3)中「交付」の次に「(ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。)」を加え、「第12条第5項、第13条第6項」を「第11条第5項、第12条第6項」に、同欄30(4)中「第14条」を「第13条」に、同欄30(5)中「特定建築物」を「建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物」に、「第17条」を「第15条」に改め、同欄30(6)から同欄30(9)までを削り、同欄30(10)中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同欄30(10)を同欄30(6)とし、同欄30(11)中「第36条」を「第31条」に改め、同欄30(11)を同欄30(7)とし、同欄30(12)中「第37条」を「第32条」に改め、同欄30(12)を同欄30(8)とし、同欄30(13)中「第38条」を「第33条」に改め、同欄30(13)を同欄30(9)とし、同欄30(14)中「第39条」を「第34条」に改め、同欄30(14)を同欄30(10)とし、同欄30(15)から同欄30(17)までを削り、同欄35(1)中「第11条第1項第5号、第6号」を「第11条第1項第6号、第7号」に改め、同表港湾空港振興課の項部長専決事項の欄1(4)を同欄1(5)とし、同欄1(1)から同欄1(3)までを同欄1(2)から同欄1(4)までとし、同欄1に同欄1(1)として次のように加える。

- (1) 港湾隣接地域の指定等(第37条第1項)

別表第2県土整備部の表港湾空港振興課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

2 海岸法に関する次のこと。

- (1) 海岸保全区域の指定等(第3条第1項)

3 公有水面埋立法に関する次のこと。

(1) 公有水面の埋立の免許 (第2条)

4 和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例に関する次のこと (海域 (知事の所管に属しないものを除く。) に関することに限る。)

(1) 水上オートバイの乗り入れ又は航行を規制する水域の指定等 (第6条第1項)

(2) 命令に従わない者に対する過料処分 (第13条)

5 和歌山県港湾占用料等徴収条例 (平成12年和歌山県条例第59号) に関する次のこと。

(1) 水域の土地の利用等に係るものの占用料の決定 (別表第1)

別表第3班長共通専決事項の表に備考として次のように加える。

備考 班長を置いていない場合にあつては、「班長共通専決事項」を「課長補佐共通専決事項」と読み替える。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第15号

庁中一般  
各地方機関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程 (昭和63年和歌山県訓令第7号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2 (第3条関係) 地方機関の長個別専決事項		別表第2 (第3条関係) 地方機関の長個別専決事項	
専決者	専決事項	専決者	専決事項
略		略	
保健所長	1～13 略 <u>14 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 (令和元年法律第57号) に関する次のこと。</u> <u>(1) 第15条第2項の規定による輸出証明書 (日本国から輸出される農林水産物又は食品が、その生産、製造、加工又は流通における衛生管理又は衛生状態に関する輸出先国の政府機関が定める条件に適合していることを示すものに限る。) の発行</u> <u>(2) 第53条第2項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入調査及び質問</u>	保健所長	1～13 略
略		略	
備考 略		備考 略	
別表第3 (第4条関係) 振興局の局長、部長、所長及び部の課長等専決事項 (1) 共通専決事項		別表第3 (第4条関係) 振興局の局長、部長、所長及び部の課長等専決事項 (1) 共通専決事項	
専決者	専決事項	専決者	専決事項



<p>(18) 違反行為に対する措置 (第48条の16)                  (19)～(33) 略                  16～63 略                  64 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号) に関する次の事項 (海草振興局建設部の所管区域に係るものを除く。)                  (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知書の交付 (ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。) (第11条第3項、第12条第4項)                  (2) 期間延長の通知書の交付 (ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。) (第11条第4項、第12条第5項)                  (3) 建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付 (ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。) (第11条第5項、第12条第6項)                  (4) 基準適合命令等 (第13条)                  (5) 建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物に係る報告の徴収及び検査 (第15条)                  (6) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。) (第29条第1項)                  (7) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 (第31条)                  (8) 認定建築主に対する報告の徴収 (第32条)                  (9) 認定建築主に対する改善命令 (第33条)                  (10) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し (第34条)                  )                  65～68 略                  69 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例 (平成30年和歌山県条例第16号) に関する次のこと。                  (1) 認定の基準に係る審査 (第11条第1項第3号、第4号、第5号)                  (2) 認定の基準に係る審査 (第11条第1項第6号、第7号) (和歌山市、海南市及び紀美野町に係るものを除く。)                  70・71 略</p>	<p>(18) 違反行為に対する措置命令 (第48条の10)                  (19)～(33) 略                  16～63 略                  64 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号) に関する次の事項 (海草振興局建設部の所管区域に係るものを除く。)                  (1) 建築物の建築に関する届出等の受理 (ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。) (第19条第1項、第20条第2項)                  (2) 届出に係る計画の変更その他必要な措置の指示 (第19条第2項)                  (3) 指示に係る措置の命令 (第19条第3項)                  (4) 建築物に係る報告、検査 (第21条第1項)                  (5) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (第34条第1項)                  (6) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 (第36条)                  (7) 認定建築主に対する報告の徴収 (第37条)                  (8) 認定建築主に対する改善命令 (第38条)                  (9) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し (第39条)                  (10) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定 (第41条第1項、第2項)                  (11) 基準適合認定建築物に係る認定の取消し (第42条)                  (12) 基準適合認定建築物に係る報告、検査等 (第43条)                  65～68 略                  69 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例 (平成30年和歌山県条例第16号) に関する次のこと。                  (1) 認定の基準に係る審査 (第11条第1項第3号、第4号)                  (2) 認定の基準に係る審査 (第11条第1項第5号、第6号) (和歌山市、海南市及び紀美野町に係るものを除く。)                  70・71 略</p>
略	略
備考 略 (2) 個別専決事項	備考 略 (2) 個別専決事項
専決者 専決事項	専決者 専決事項

<p>(18) 違反行為に対する措置命令 (第48条の10)                  (19)～(33) 略                  16～63 略                  64 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号) に関する次の事項 (海草振興局建設部の所管区域に係るものを除く。)                  (1) 建築物の建築に関する届出等の受理 (ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。) (第19条第1項、第20条第2項)                  (2) 届出に係る計画の変更その他必要な措置の指示 (第19条第2項)                  (3) 指示に係る措置の命令 (第19条第3項)                  (4) 建築物に係る報告、検査 (第21条第1項)                  (5) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (第34条第1項)                  (6) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 (第36条)                  (7) 認定建築主に対する報告の徴収 (第37条)                  (8) 認定建築主に対する改善命令 (第38条)                  (9) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し (第39条)                  (10) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定 (第41条第1項、第2項)                  (11) 基準適合認定建築物に係る認定の取消し (第42条)                  (12) 基準適合認定建築物に係る報告、検査等 (第43条)                  65～68 略                  69 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例 (平成30年和歌山県条例第16号) に関する次のこと。                  (1) 認定の基準に係る審査 (第11条第1項第3号、第4号)                  (2) 認定の基準に係る審査 (第11条第1項第5号、第6号) (和歌山市、海南市及び紀美野町に係るものを除く。)                  70・71 略</p>	<p>(18) 違反行為に対する措置命令 (第48条の10)                  (19)～(33) 略                  16～63 略                  64 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号) に関する次の事項 (海草振興局建設部の所管区域に係るものを除く。)                  (1) 建築物の建築に関する届出等の受理 (ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。) (第19条第1項、第20条第2項)                  (2) 届出に係る計画の変更その他必要な措置の指示 (第19条第2項)                  (3) 指示に係る措置の命令 (第19条第3項)                  (4) 建築物に係る報告、検査 (第21条第1項)                  (5) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (第34条第1項)                  (6) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 (第36条)                  (7) 認定建築主に対する報告の徴収 (第37条)                  (8) 認定建築主に対する改善命令 (第38条)                  (9) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し (第39条)                  (10) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定 (第41条第1項、第2項)                  (11) 基準適合認定建築物に係る認定の取消し (第42条)                  (12) 基準適合認定建築物に係る報告、検査等 (第43条)                  65～68 略                  69 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例 (平成30年和歌山県条例第16号) に関する次のこと。                  (1) 認定の基準に係る審査 (第11条第1項第3号、第4号)                  (2) 認定の基準に係る審査 (第11条第1項第5号、第6号) (和歌山市、海南市及び紀美野町に係るものを除く。)                  70・71 略</p>
略	略
備考 略 (2) 個別専決事項	備考 略 (2) 個別専決事項
専決者 専決事項	専決者 専決事項

<p>略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">西牟婁 振興局 建設部 長</td> <td>1～4 略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>備考 略</p>	西牟婁 振興局 建設部 長	1～4 略	<p>略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">西牟婁 振興局 建設部 長</td> <td>                     1～4 略                      5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する次のこと（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内の建築物に限る。）。</u>                      (1) <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知書の交付（第12条第3項、第13条第4項）</u>                      (2) <u>期間延長の通知書の交付（第12条第4項、第13条第5項）</u>                      (3) <u>建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付（第12条第5項、第13条第6項）</u>                      (4) <u>基準適合命令等（第14条）</u>                      (5) <u>特定建築物に係る報告及び検査（第17条）</u> </td> </tr> </table> <p>略</p> <p>備考 略</p>	西牟婁 振興局 建設部 長	1～4 略 5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する次のこと（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内の建築物に限る。）。</u> (1) <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知書の交付（第12条第3項、第13条第4項）</u> (2) <u>期間延長の通知書の交付（第12条第4項、第13条第5項）</u> (3) <u>建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付（第12条第5項、第13条第6項）</u> (4) <u>基準適合命令等（第14条）</u> (5) <u>特定建築物に係る報告及び検査（第17条）</u>
西牟婁 振興局 建設部 長	1～4 略				
西牟婁 振興局 建設部 長	1～4 略 5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する次のこと（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内の建築物に限る。）。</u> (1) <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知書の交付（第12条第3項、第13条第4項）</u> (2) <u>期間延長の通知書の交付（第12条第4項、第13条第5項）</u> (3) <u>建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付（第12条第5項、第13条第6項）</u> (4) <u>基準適合命令等（第14条）</u> (5) <u>特定建築物に係る報告及び検査（第17条）</u>				

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第16号

庁 中 一 般

各 地 方 機 関

職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令

職員賞罰審査委員会規程（昭和42年和歌山県訓令第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員長は、<u>副知事</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 幹事は、<u>総務管理局长、人事課長、職員課長及び考査課長</u>をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>考査課</u>において処理する。ただし、<u>和歌山県職員表彰規程に基づく表彰及び地方公務員法の規定による職員の勤務成績の評価に係る事項については人事課において</u>、<u>職員の退職手当に関する条例第14条から第21条までの規定による退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納並びに退職手当相当額の納付に関する処分に係る事項については職員課においてそれぞれ処理する。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員長は<u>副知事</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 幹事は、<u>総務管理局长、人事課長及び考査課長</u>をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>考査課</u>において処理する。ただし、<u>和歌山県職員表彰規程に基づく表彰、地方公務員法の規定による職員の勤務成績の評価並びに職員の退職手当に関する条例第14条から第21条までの規定による退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納並びに退職手当相当額の納付に関する処分に係る事項については人事課において処理する。</u></p>

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。